公益財団法人長野県市町村振興協会長野県衛星系防災行政無線 更新支援事業補助金交付要綱

三) 平成 27 年 2 月 9 日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人長野県市町村振興協会(以下「協会」という。)が県内市町村及び消防本部(以下「市町村等」という。)に交付する長野県衛星系防災行政無線更新支援事業補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市町村等に設置されている長野県衛星系防災行政無線設備の更新に あたって市町村等の負担金の一部を助成することにより、防災通信体制の充実強化を図る ことを目的とする。

(補助事業の対象者)

第3条 この補助事業の対象者は、市町村等とする。

(補助金の対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

対象経費	長野県衛星系防災行政無線更新費用のうち市町村等が負担する費用ただし、市町村等の支所設備の撤去に係る費用は除く。
補助率及び補助	10分の3以内
限度額	ただし、1か所当たり 3,400 千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、交付申請書を長野県危機管理部消防 課長(以下「消防課長」という。)を経由して、公益財団法人長野県市町村振興協会理事長(以 下「理事長」という。)に提出するものとする。
- 2 交付申請書の様式及び添付書類は次のとおりとする。
 - (1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。
 - (2) 交付申請書の提出部数は、2部(協会用1部、消防課用1部)とする。
 - (3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。 当該補助事業に係る歳入歳出予算(原本証明されたもの)
- 3 消防課長は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を確認し、理事長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、補助

金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 前項の規定により交付決定した場合は、理事長はその旨を消防課長を経由して、補助事業 の対象市町村等の長に通知するものとする。

(補助事業の変更)

- 第7条 補助事業の対象市町村等の長は、交付決定を受けた事業について、補助事業の内容が変更となる場合は、変更承認申請書(別記様式第2)を消防課長を経由して理事長に提出し、理事長の承認を受けるものとする。
- 2 変更承認に係る手続は、第5条第2項を準用するものとする。
- 3 第1項の規定により変更を承認した場合は、理事長はその旨を消防課長を経由して、補助 事業の対象市町村等の長に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 補助事業の対象市町村等の長は、補助事業完了後速やかに、実績報告書を消防課長を 経由して、理事長に提出するものとする。
- 2 実績報告書の様式及び添付書類は次のとおりとする。
 - (1) 実績報告書の様式は別記様式第3によるものとする。
 - (2) 実績報告書の提出部数は、2部(協会用1部、消防課用1部)とする。
 - (3) 当該実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - ア 当該補助事業に係る支出命令書、証拠書類の写し等
 - イ 補助対象となった機器の写真

(補助金の額の確定)

- 第9条 理事長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに補助金の額の確定をする。
- 2 前項の規定により補助金の額を確定した場合は、理事長はその旨を消防課長を経由して、 補助事業の対象市町村等の長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業の対象市町村等の長は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の通知を受領後速やかに、請求書(別記様式第4)を消防課長を経由して、理事長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第11条 理事長は、前条の規定により請求書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに 補助金を支払うものとする。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。